

第5次太子町男女共同参画プラン骨子(案)

【基本目標１】 持続可能な男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

●基本課題１ 男女共同参画意識の普及・啓発の推進

(男女共同参画に関する広報・啓発の推進)

・ 情報提供・啓発活動の推進【重点】 (企画政策課・社会教育課・図書館)	①性別役割分担意識に基づいた制度・慣行などの見直しや男女平等、人権問題に対する意識づくりに向けた広報・啓発活動を充実させます。 ・ 広報、ホームページなどによる啓発の充実 ・ 男女共同参画に関する情報提供の実施 ・ 男女共同参画週間など様々な機会を通じた広報・啓発の実施 ・ 男女共同参画関連図書の特設コーナーの設置
・ 講演会・講座・セミナーなどの実施 (企画政策課・社会教育課)	②男女共同参画社会の実現に向けて、ジェンダー平等に係る意識啓発をするために講演会などを開催します。また、誰もが参加しやすい開催日時、託児などに配慮します。 ・ 人権教育実践発表会の開催 ・ 西播磨人権のつどいへの参画・開催 ・ 住民学習会・人間の生き方講座の充実 ・ 「男女共同参画」をテーマにした講演会やセミナーなどの実施
・ 相談窓口の周知 (企画政策課)	③人権相談等の周知を通じて、男女を問わず、性別認識などを気軽に相談できる窓口の利用を促進します。 ・ 人権相談(LGBTQなどを含む)、行政相談、法律相談などの相談窓口の周知

(各種メディアにおける男女共同参画の推進及び阻害要因の点検)

・ 町が広報やホームページなどで発信する情報について、男女共同参画の視点に立った表現や紹介の徹底 (企画政策課・関係各課)	④固定的な性別役割にとらわれない、多様な姿を積極的に取り上げるべく、町が広報やホームページなどで発信する情報について、男女共同参画の視点に立ち作成します。 ・ 男女共同参画の視点に立った表現や紹介の徹底
・ インターネットやSNSにおける性差別など人権問題のモニタリングの実施 (企画政策課・社会教育課)	⑤町インターネットモニタリング事業を通じて、性差別などの人権問題の監視を行います。 ・ インターネットモニタリングによる有害情報の監視及び通報

●基本課題２ 教育を通じた学習・理解の推進

(男女共同参画の視点に立った学校教育の推進)

・ 成長段階に応じた教育の推進 (子育て支援課(仮)・管理課・社会教育課)	⑥成長段階に応じた男女共生教育を推進し、個性や能力の伸長を図ります。子どもたちが「自分らしさ」を発揮し幅広い選択ができるよう、自然の中や地域社会での様々な体験活動を通じた教育を推進します。 ・ 性別にとらわれない、個々の児童・生徒の能力や適性に着目した教育に資する指導方法の研究 ・ 「トライやるウィーク」など、様々な体験活動を導入した教育活動の推進 ・ 人権教育の充実(保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校)
・ 男女共同参画の視点に立った進路指導の充実 (管理課)	⑦男女共同参画の視点に立ち、子どもが自己の在り方や生き方を考え、主体的に進路を選択できるよう、進路指導の充実を図ります。 ・ キャリア教育の充実 ・ 女子学生・生徒の理工系分野への進学をはじめとした性別を問わない多様な選択の促進 ・ 男女共同参画局や兵庫県の「リコチャレ」に係る情報提供
・ 学校や保育現場における男女共同参画の推進 (子育て支援課(仮)・管理課・社会教育課)	⑧学校や保育現場におけるあらゆる機会を通して男女共同参画の意識を育みます。 ・ 男女共同参画の視点に立った職員の配置の推進 ・ セクシュアル・ハラスメント防止策に関する研修会の開催 ・ 職員のためのいじめや人権、男女共同参画教育研修の充実 ・ 保護者を対象とした男女共同参画に関する研修の実施 ・ トイレや更衣室、制服の在り方(ジェンダーレス)の調査・研究

(男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進)

・ 生涯学習講座の推進 (企画政策課・社会教育課)	⑨男女共同参画の視点に立った生涯学習講座を開催します。 ・ 公民館などにおける男女共同参画に関する学習機会の充実 ・ 男女共同参画に関する人権学習の充実 ・ 若年層を対象とした講座の実施
------------------------------	--

●基本課題３ 地域社会・行政が推進する男女共同参画

(庁内の男女共同参画の推進)

・ 職員への研修会開催 (総務課)	⑩職員を対象とした男女共同参画に関する研修や啓発を実施します。 ・ キャリアアップ研修を含む職員研修の充実
----------------------	--

第5次太子町男女共同参画プラン骨子(案)

		・女性職員が活躍できる職場環境づくり（総務課）	⑪女性活躍推進法に基づく、太子町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を推進するとともに、男女双方の意識改革を促し、女性職員が管理職への登用に前向きな意識をもてるよう、また、職場で力を発揮できるよう職場環境を整備します。 ・性別により区別しない担当業務内容の見直し ・男女共同参画週間での意識づけの強化 ・職員全体の意識改革の推進
		・学生の就業支援（総務課）	⑫高校生や大学生のインターンシップを積極的に受け入れ、学生が主体的に職業意識を形成できるよう支援を行います。 ・地域の高校や大学との連携も視野に、積極的なインターンシップの受入推進
		・職員の各種ハラスメント防止への取組促進（総務課）	⑬職員の就業意欲や能力発揮の妨げとなる各種ハラスメント防止に取り組みます。 ・セクシャル・ハラスメント等苦情処理委員会の活用 ・各種ハラスメント防止に関する意識啓発の推進
		・職員の仕事と子育て等の両立支援【重点】（総務課）	⑭次世代育成支援対策推進法に基づく太子町特定事業主行動計画「仕事と子育ての両立支援プラン」を推進し、職員のワーク・ライフ・バランスの確保に努めます。性別に関わらず、出産関係の休暇、育児休業、介護休業等の取得促進を図り、町職員がロールモデルとなるべく率先垂範します。 ・職員が安心して育児休業などを取得することができる環境整備 ・男性職員の育児休業などの取得促進 ・時短勤務や特別休暇など、育児や介護と仕事の両立を図るための制度の周知と取得促進 ・時間外勤務の上限規制の徹底及び業務の平準化・分散化の促進 ・全庁的なDXの推進
		・町の制度、施策の点検（総務課・関係各課）	⑮政策全般に関わる全ての領域、政策分野にジェンダー平等の視点を入れることを目的に、町の諸制度・施策を定期的に点検し、必要に応じて改善を図ります。 ・「ジェンダー主流化」を目的とした、アンコンシャス・バイアスの解消による制度・施策の不断の見直し
（国・県・地域社会・各種団体との連携と協働）			
		・地域社会活動における男女共同参画の推進（企画政策課・関係各課）	⑯男女ともに、積極的に地域に関心を持ち、地域活動・NPO・ボランティア活動に参加・参画するよう働きかけます。 ・地域団体・NPO法人・ボランティア組織などへの活動に関する情報提供
		・関係機関との連携と協働（企画政策課）	⑰女性団体をはじめとする様々な機関、組織、団体、グループ、NPOなどと協力しながら男女共同参画の施策を推進するとともに、国・県及び関係機関と情報交換を図り連携強化に努めます。 ・男女共同参画推進員西はりま連絡会議との連携 ・活動団体のネットワークづくり ・ひょうご女性チャレンジねっとの活用 ・兵庫県立男女共同参画センター・イーブンとの連携 ・姫路市男女共同参画推進センター・あいめっせとの連携
		・出前講座の周知・啓発（企画政策課・関係各課）	⑱「誰もがお互い尊重し合い、職場、学校、家庭、地域などの社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うことができる社会」を実現するための出前講座について、地域や住民団体の参加を促します。 ・出前講座のメニューの充実及び事業の効果的な周知
		・住民参画の機会と充実（企画政策課）	⑲住民からの意見を収集するためのパブリックコメントや、意見交換会等の実施などを全庁的に広く取り入れ、女性の意見を含む多様な意見が町行政に反映されるよう工夫します。 ・パブリックコメントの実施と効果的な周知 ・住民意見交換会等の適時の実施
●基本課題4 男女共同参画プランの推進体制の整備			
（第4次太子町男女共同参画プランの推進）			
		・「第5次太子町男女共同参画プラン」の推進【重点】（企画政策課・関係各課）	⑳町民と行政が一体となってプランの推進を図るとともに、施策などの周知に努めます。 ・推進のための数値目標の設定 ・数値目標の達成状況の公表と意見提案を行う機会の創出
		・意識調査・実態調査の実施（企画政策課・産業経済課・社会教育課）	㉑施策に反映していくために、男女共同参画に関する町民意識などの把握に努めます。 ・町民に対する意識調査などの実施 ・事業所の男女共同参画に関する実態の把握
（男女共同参画推進のための拠点づくり）			
		・男女共同参画推進のための拠点づくり（企画政策課）	㉒町民とともに男女共同参画への取組を推進するにあたり、太子町の規模などの状況に応じた拠点づくりを推進します。 ・相談窓口の設置や兵庫県電話相談窓口等を含めた体制の充実 ・図書や情報を提供するコーナーの充実

第5次太子町男女共同参画プラン骨子(案)

【基本目標2】 安心して暮らせる環境づくり

●基本課題5 女性や若者が定着できる地域づくり【重点】

(女性や若者の移住・定住の促進)

・ 情報提供による移住・定住の促進 (企画政策課・産業経済課)	⑳町ホームページなどで、「太子町移住支援金（東京圏対象）」、「兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業」、「ひょうごで働こう！マッチングサイト」等の各種情報提供を行い、移住・定住を促進します。 ・ 様々な移住・定住に資する暮らしや仕事のマッチング情報の提供
・ 若年期における自立支援の充実 (産業経済課)	㉔若者サポートステーション等の若年層への就職支援事業を通じ、職業的自立を支援・促進します。 ・ 若者サポートステーション（太子町出張相談）や姫路若者サポートステーション（就労支援・就労相談）などを通じた職業的自立支援の促進
・ 地元企業と求職者のマッチング促進 (産業経済課)	㉕高校生を対象とした地元企業をめぐるバスツアーなど、「知る」機会の確保、企業とのマッチングを促進します。 ・ 商工会等と連携した高校生と企業のマッチング促進 ・ 西播磨就職フェアへの参画と情報発信
・ 未来を支える若者への経済的支援 (企画政策課・産業経済課・管理課)	㉖経済的支援を必要とする学生が安心して修学できるよう、兵庫県の奨学金制度や町内の同制度の周知を行うとともに、町として当該制度の創設を含めた支援策について検討します。 ・ 兵庫県の奨学金制度や町内の同制度などの周知 ・ 町奨学金制度の創設を含めた経済支援策の検討
・ 若者たちの出会いの支援 (企画政策課・産業経済課)	㉗町内事業者による婚活イベントへの参画や、ひょうご出会いサポートセンターの紹介などを通じて、出会いの機会を創出します。 ・ 商工会等と連携した婚活イベントの開催 ・ 兵庫県や近隣市町等の婚活イベント情報の発信

●基本課題6 子育て・介護がしやすい環境づくりと家庭状況に応じた自立支援

(子育てしやすい環境づくり)

・ 子育て支援の情報提供 (子育て支援課(仮)・関係各課)	㉙子育てに関する支援事業の情報提供を充実させます。 ・ 各種子育て支援サービスの情報提供（相談先、相談方法、制度の利用時間や利用方法などを含む）
・ 子育てサービスの充実【重点】 (子育て支援課(仮)・さわやか健康課・管理課・社会教育課)	㉚子どもを安心して産み育てられるよう、子育てに対する社会的な支援体制を築き、働く男女が子育てと仕事を両立できる環境、子どもを健やかに育てられる環境を整備します。 ・ 民間事業者を含めた保育施設の整備・サービスの充実 ・ 学童保育や預かり保育事業の充実 ・ 子育て支援事業の充実
・ 地域での子育て支援 (子育て支援課(仮)・さわやか健康課・管理課・社会教育課)	㉛女性に集中しがちな子育てへの負担を軽減し、女性の社会進出を促すため、地域における子育てを総合的に支援します。 ・ 乳児家庭全戸訪問事業の実施 ・ 子育て支援センター「ひまはび」主催事業の充実 ・ 「みんなの声かけ運動」の推進 ・ 小学校の学校支援ボランティアへの参画促進 ・ 地域での多世代交流ができる事業の実施 ・ 居場所づくりなどにおける保育ボランティアの育成 ・ 子育てファミリーサポートセンターの活用促進
・ 子育てに関する相談体制の充実 (子育て支援課(仮)・さわやか健康課・管理課)	㉜子育てについての様々な悩みや学校園での生活や勉強などについて相談しやすい体制を充実させます。 ・ 子育て相談事業の拡充 ・ 教育相談の実施 ・ スクールカウンセラーの配置 ・ 子育て支援ネットワークの構築

(介護しやすい環境づくり)

・ 介護支援の情報提供 (高年介護課)	㉞介護に関する予防事業や支援事業の情報提供を充実させます。 ・ 各種介護予防や支援サービスの情報提供（相談先、相談方法、制度の利用時間や利用方法などを含む）
・ 介護に関する相談窓口の充実 (高年介護課)	㉟介護についての様々な悩みなどを相談しやすい体制を充実させます。 ・ 地域包括支援センターなどでの相談体制の充実
・ 福祉のまちづくりに沿った整備の促進 (高年介護課・まちづくり課)	㊱介護が必要な方などが利用しやすいよう、公共施設のバリアフリー化などの環境整備に努めます。 ・ 施設や設備改修時のユニバーサルデザインやバリアフリー化などの環境整備

第5次太子町男女共同参画プラン骨子(案)

(家庭状況に応じた自立支援)		
・ひとり親家庭、高齢者や障害者などの自立支援【重点】 (町民課・社会福祉課・高年介護課・さわやか健康課・管理課)		⑳ひとり親家庭、高齢者や障害者などの生活の安定と向上を図るための自立支援と相談体制の充実を図ります。「障害者基幹相談支援センター」を機能させるとともに、令和6年度以降の重層的支援体制の構築に向け検討を進めます。 ・ひとり親家庭への経済的支援などの情報提供 ・(ひとり親家庭の)親に対する就業支援 ・高齢者や障害者への各種サービスの展開 ・自立支援に係る町相談窓口の充実 ・民生委員・児童委員などによる相談体制の充実 ・その他困難を抱える方への支援・理解の促進
・外国人への支援 (企画政策課・関係各課)		㉑在住外国人が地域の一員として生活していくための支援を行います。 ・支援ボランティアの多言語による情報提供や日本語教室の充実 ・地域の住民との文化交流を通じたコミュニティづくりへの支援 ・相談窓口などの設置の検討
●基本課題7 一人ひとりの性の尊重と心とからだの健康づくり		
(性と生殖に関する健康・権利に関する意識の普及と支援体制の充実)		
・性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関する意識の普及 (企画政策課・さわやか健康課)		㉒性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の考え方を啓発し、結婚・妊娠・出産などの機会に男女が互いの性を理解・尊重し合えるよう、対等な関係づくりの普及に努めます。 ・男女が互いの性を理解・尊重し合えるための情報提供と意識啓発 ・家族計画などの相談
・年齢に応じた性教育の推進 (さわやか健康課・管理課)		㉓発達段階に応じた性教育により、正しい知識を得ることにより、男女の心身の健全な育成を図ります。 ・HIV/エイズや性感染症などに関する情報提供や予防啓発、相談の充実 ・年齢に応じた性教育の充実
(妊娠・出産に関する健康支援と母子保健の充実)		
・母性機能の社会的重要性についての意識啓発 (さわやか健康課)		㉔母性機能が尊重・保護される学習の機会を提供します。 ・広報、各種教室などを通じた情報提供
・妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供 (さわやか健康課)		㉕子育て世代包括支援センター「ひだまり」を中心とした、妊娠(前)から出産まで一貫して健康診査、訪問、相談、各種教室などのサービスを提供します。 ・母子保健事業の充実 ・妊婦健診の拡充
(生涯を通じた男女の心と体の健康維持)		
・男女の心身の健康づくりのための総合的支援の充実 (さわやか健康課)		㉖健康診査体制を充実させ、受診を促します。また、心や体について学ぶ機会や気軽に相談できる体制を整備し、健康保持のための施策を進めます。 ・ライフサイクルに応じた健康診査の実施 ・心身の健康に関する相談の充実 ・保健指導の実施 ・健康増進のための運動活動の推進 ・感染症への対応・対策などの情報提供 ・喫煙、飲酒、薬物乱用等の問題への取組の充実
(多様な性のあり方への理解促進と制度等の整備)		
・多様な性のあり方への理解促進と制度等の整備【重点】 (企画政策課・さわやか健康課・まちづくり課・管理課・社会教育課)		㉗LGBTQなど性的マイノリティの人たちが、尊厳や権利を保障され、社会的に排除されないよう、理解促進を行うとともに、制度や設備について調査研究します。 ・広報、ホームページなどによる意識啓発 ・性的マイノリティに関する学習機会の創出による理解促進 ・パートナーシップ制度に係る調査、研究 ・バブリックトイレ等の導入の検討
●基本課題8 ハラスメント及び虐待防止対策の推進		
(ハラスメント防止に向けた対策の推進)		
・職場や地域などにおけるハラスメント防止体制の構築【重点】 (企画政策課・産業経済課・管理課・社会教育課)		㉘セクシャル・ハラスメント(性的マイノリティの人への差別的な言動を含む)、パワー・ハラスメント及び職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントなどの人権を侵害する行為についての防止に向けた教育や啓発、被害者支援を行います。 ・ハラスメント防止に向けた教育・啓発活動の実施 ・相談窓口の充実と周知

第5次太子町男女共同参画プラン骨子(案)

(虐待の防止に向けた対策の推進)		
・児童虐待の防止と支援体制の構築 (社会福祉課・管理課)	④④「児童虐待の防止等に関する法律」のもと、児童虐待をはじめとする要保護児童の早期発見、早期対応 及び 適切な保護を図るため、関係課 及び 関係機関のネットワークの充実を図ります。 ・「児童虐待防止推進月間」のキャンペーン啓発 ・関係機関との情報交換と連携体制の確保	
・ 高齢者 や障害者への虐待の防止と支援体制の構築 (社会福祉課・高年介護課)	④⑤「 高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 」、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」のもと、 高齢者 や障害者への虐待の早期発見、早期対応 及び 発生防止に向けた体制の構築を図ります。 ・関係機関との情報交換と連携体制の確保	
・ 対象者の情報管理の徹底 (町民課・社会福祉課・高年介護課・管理課)	④⑥虐待を受けている方等の個人情報を保護するとともに、関係団体との連絡調整においても情報管理を徹底します。 ・住民基本台帳の情報に基づき、事務処理を行う部署 及び 関係機関での情報の共有・管理の徹底	
●基本課題9 防犯の視点からの男女共同参画の推進		
(ストーカー行為・性犯罪・売買春などの防止対策の推進)		
・防犯対策の強化 (生活環境課・社会教育課)	④⑦ 青少年育成協議会や防犯推進委員会による広域的な防犯活動、各自治会の自主防犯グループによる防犯活動を推進 します。 ・ 広報紙やホームページ等を活用した防犯情報の周知 ・青少年補導パトロールの強化 ・犯罪事例の公表 ・自主防犯グループの充実 ・「ひょうご防犯ネット」への登録促進 ・ 防犯カメラや防犯灯など防犯設備の整備	
・被害者支援体制の構築 (町民課・生活環境課)	④⑧ 個人情報保護の徹底 や関係機関との連携による被害者の速やかな安全確保など、支援体制の構築を図ります。 ・警察などの関係機関との連携体制の確保 ・被害者情報の保護の徹底 ・被害者の適切な避難などに関する支援の推進	
●基本課題10 DVの根絶と防止対策 及び 支援の推進【重点】 ※太子町配偶者等暴力（DV）対策基本計画として		
(DV根絶に向けた啓発・教育)		
・家庭や地域への啓発・情報提供の推進 (社会福祉課・さわやか健康課)	④⑨DVをなくし、誰もが安心して暮らせるように、DV（デートDVを含む）そのものを理解するための啓発、取組を推進します。 ・広報やホームページなどで、DVに対する正しい認識を広め、防止を図るための意識啓発 ・民生委員・児童委員など地域における活動者への研修および啓発の推進 ・妊産婦やその配偶者を対象に、母子健康手帳の交付や赤ちゃん訪問などの母子保健事業の機会を通じたDVの早期発見	
・学校などにおける教育・啓発の推進 (子育て支援課(仮) ・ さわやか健康課 ・管理課・社会教育課)	⑤⑩次世代を担う子どもたちに、正しい人権意識や男女共同参画意識が育つような教育や保育を実施します。 ・中高生などの若年層を対象に、DV（デートDVを含む）に関する理解を深めるための啓発強化 ・パンフレットの配布やPTA研修会などの機会を活用し た 保護者に対する啓発 の 推進	
(DV被害者の支援体制の整備・充実)		
・相談窓口機能の充実・情報提供 (社会福祉課)	51. DV被害者が相談しやすく、総合的に支援できる相談窓口の整備に努めます。また、相談窓口やDV防止法に基づく通報の趣旨について、広報やホームページなどで広く町民に情報提供します。 ・相談窓口としての機能強化と環境整備 ・窓口職員の研修・連携強化 ・広報、ホームページなどによる相談窓口の啓発	
・相談窓口職員 及び 関係職員の資質の向上 (社会福祉課・関係各課)	52. DV被害者の支援を充実させるため、相談窓口職員 及び 関係職員の資質の向上を図ります。 ・窓口職員、関係機関の意識づけの強化 ・窓口職員の研修・連携強化 ・兵庫県女性家庭センターなどの他機関が主催する研修会やフォーラムなどへの参加、意識啓発	
・関係相談機関との連携の強化 (町民課 ・社会福祉課・さわやか健康課)	53. DVに關係する相談機関との情報連携を図り、それぞれの役割を生かした総合的な支援の広域的なネットワーク強化に努め、 早期発見・早期解決につなげる とともに、被害者等の個人情報管理を徹底 します。 ・西播磨DV防止地域ネットワーク会議など相談支援機関との連携強化 ・ 住民基本台帳の情報に基づき、事務処理を行う部署及び関係機関での情報の共有・管理の徹底	
・DV被害者の自立支援の充実 (町民課・社会福祉課・さわやか健康課・産業経済課・管理課)	54. DV被害者や家族が、自立した生活が送られるように、関係機関が相互に連携した切れ目のない総合的な支援に取り組めます。 ・DV被害者の状況に対応した情報提供や各種制度を活用した支援 ・母子自立支援員、家庭児童相談員、スクールカウンセラー、保健師などによる支援体制の充実	

第5次太子町男女共同参画プラン骨子(案)

【基本目標 3】 仕事と生活が両立できる環境づくり

●基本課題11 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

（ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進）

・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する情報提供と啓発の推進 （企画政策課）	55. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の理解促進に向け、広報や町ホームページなどで情報提供や啓発を推進します。 ・ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進
・男女がともに担う家事・育児・介護の推進【重点】 （子育て支援課（仮）・さわやか健康課・高年介護課・社会教育課）	56. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進として、男女がともに家事・育児・介護などの家庭責任を担うことの大切さについての意識啓発と情報提供、学習機会を提供します ・男女ともに参加できる家事・育児・介護に関する学習機会の提供

（仕事と子育て・介護の両立の推進）

・子育て・育児に関する各種サービスの情報提供や啓発の推進 （子育て支援課（仮）・さわやか健康課・高年介護課・社会教育課）	57. 仕事と子育て・介護の両立が実現できるよう各施策やサービスの情報提供、啓発を推進し、利用しやすい環境の整備に努めます。 ・各種サービスの情報提供の充実
---	---

●基本課題12 就労の場における男女共同参画の推進

（男女の均等な就業機会と職域拡大の促進）

・事業所に対する情報提供の強化 （企画政策課・産業経済課）	58. 労働基準監督署やハローワークなど関係機関と連携し、雇用・労働に関する法制度や多様な働き方に加え、先進事例などの情報提供を行います。また、育児・介護休暇の取得を促進するために情報提供を行い、就業が継続できる環境を整備します。 ・事業所や従業員へ、関係法令、国や県の制度等の広報などを通じた情報提供 ・男女共同参画に関する先進的な取組をしている事業所の公表
・女性が活躍できる職場環境づくり （産業経済課）	59. 事業所の状況把握に努め、職場における性別による業務内容の固定化や慣行の見直しを図り、機会均等、公平な採用活動や人事評価など、女性を人材として育成していく男女共同参画を実現する職場づくりを推進します。 ・男女共同参画の視点に立った採用活動や人事評価、ハラスメントに関する正しい知識等に関する啓発の推進

（女性のチャレンジ支援（エンパワメント支援））

・チャレンジに関する情報提供と支援 （企画政策課・産業経済課）	60. 女性のチャレンジ、結婚や出産、育児で就業を中断した女性の再チャレンジを応援するため、起業や在宅ワークなどの多様な働き方や再就職に関する支援を行います。 ・多様な働き方や再就職などに関する情報提供、相談窓口の紹介や支援の実施 ・女性のキャリアアップを目的としたセミナーなどの開催 ・ひょうご女性チャレンジねっとの活用
・女性の参画が進んでいない分野への参画推進 （産業経済課）	61. 農業や自営業に従事する女性の果たす役割を評価し、経営基盤を確立するための普及・啓発に努めます。 ・農業部門に女性の意見を反映させるため、農業委員などへの女性の参画促進 ・農業に関連して起業を行う女性や女性グループへの情報提供とネットワーク化の支援

【基本目標 4】 全ての男女がともに活躍できる環境づくり

●基本課題13 政策・方針決定の場への女性参画の促進

（議会、審議会及び委員会などへの女性の参画促進）

・女性の政治参画への啓発【重点】 （企画政策課・議会事務局）	62. 他市町議会の女性割合やジェンダーに関する取組を紹介し、女性の政治参画への啓発を行います。 ・先進的な地方議会の取組の紹介 ・女性議員や町民（女性等）に係る町議会の環境整備の検討
・各種審議会・委員会などへの女性の登用促進 （総務課・関係各課）	63. 男女がともに意思決定の場に参画できるよう女性委員の登用を推進します。 ・女性のいない審議会・委員会の解消 ・審議会・委員会などの女性委員が占める割合の向上 ・女性が委員になりやすい環境づくり

（事業所や各種団体などにおける女性の参画促進）

・事業所や各種団体などにおける意思決定の場への女性登用の促進 （企画政策課・産業経済課・関係各課）	64. 意思決定の場への女性の参画促進を働きかけ、女性が広く活躍できるよう情報提供やネットワークづくりのための支援に努めます。 ・事業所や各種団体への女性管理職や役員の登用推進の働きかけ ・女性リーダー養成の推進・啓発 ・女性の各種団体などの組織や活動への支援
--	---

第5次太子町男女共同参画プラン骨子(案)

●基本課題14 防災分野における男女共同参画の推進		
(防災・復興への取り組みにおける男女共同参画の推進)		
	・男女共同参画の視点を反映した地域防災の推進 (企画政策課)	65. 自主防災組織などの地域組織へ女性の参画を促し、多様な意見を取り入れた防災活動を推進します。 ・男女共同参画の視点を自主防災組織の活動へ取り入れ、地域の特性に応じた防災活動を推進
	・防災・減災を推進する地域リーダーの育成 (企画政策課)	66. 兵庫県主催の「ひょうご防災リーダー養成講座」への参加を推進します。 ・自治会への情報提供
	・男女共同参画の視点を反映した避難所運営の推進【重点】 (企画政策課・関係各課)	67. 感染症対応を含めた災害時の様々なニーズに対応するため、平常時より、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営を推進します。 ・感染症対応を含めた男女が安心して過ごせる避難所環境の確保 ・避難所運営における女性の参画推進

※前プランからの修正箇所を朱書き、統合や施策のカテゴリー変更を青書きで表示しています。